



日本国憲法条文 基本編

名前

点数

/ 20

問 下の文は日本国憲法の条文です。空らんにあてはまる語句を答えなさい。

第1条 天皇は、日本国の( 1 )であり日本国民統合の( 1 )であつて、この地位は、( 2 )の存する日本国民の総意に基く。

第7条 天皇は、( 3 )の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする( 4 )を誠実に希求し、国権の発動たる( 5 )と、( 6 )による威嚇又は( 6 )の行使は、国際紛争を解決する手段としては、( 7 )にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の( 8 )は、これを保持しない。国の( 9 )は、これを認めない。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない( 7 )の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に( 10 )のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、( 11 )として尊重される。

第14条 すべて国民は、法の( 12 )に平等であつて、人種、信条、( 13 )、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第25条 すべて国民は、( 14 )で( 15 )な( 16 )の生活を営む権利を有する。

第26条 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に( 17 )を受けさせる義務を負ふ。

第27条 すべて国民は、( 18 )の権利を有し、義務を負ふ。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、( 19 )の義務を負ふ。

第98条 この憲法は、国の( 20 )であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

1		2		3	
4		5		6	
7		8		9	
10		11		12	
13		14		15	
16		17		18	
19		20			



日本国憲法条文 基本編

名前

<解答>

点数

/

1	象徴	2	主権	3	内閣
4	国際平和	5	戦争	6	武力
7	永久	8	戦力	9	交戦権
10	公共の福祉	11	個人	12	下
13	性別	14	健康	15	文化的
16	最低限度	17	普通教育	18	勤労
19	納税	20	最高法規		